

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成22年10月8日

茨城県人事委員会委員長 江橋 湖三郎

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年も民間の厳しい情勢を反映し、職員と民間の給与を比較した結果、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになりました。そのため、月例給について、給料表の引下げ改定及び50歳台後半層の職員の給料等の減額を行うこととしました。また、特別給（ボーナス）についても、年間で0.2月分引き下げることとしました。

さらに、来年4月に実施する事項として、自宅に係る住居手当については廃止をすることとし、一方、若年・中堅層に対しては、人事院勧告に準じ、号給の調整を実施することとしました。

公務運営関係については、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境等の整備、服務規律の遵守、高齢期の雇用問題に関する課題について報告しました。

職員においては、昨年に引き続き、月例給及び特別給の引下げという厳しい勧告となりましたが、県民の視点に立った、効率的で質の高い県民サービスを提供することに努め、県民の期待と要請に応えるべく、困難な行政課題に積極的かつ果敢に立ち向かい、使命感と誇りを持って一層職務に専念されることを強く望みます。

県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義とその内容について御理解いただきますようお願いいたします。